

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第8回議事録

内閣府検討会担当

国民生活センターの国への移行を踏まえた 消費者行政の体制の在り方に関する検討会 第8回 議事次第

1．日時 平成24年5月30(水) 17:30～19:57

2．場所 消費者庁会見室

3．出席者

松原内閣府特命担当大臣

(委員)

大森座長、山本座長代理、足立委員、阿南委員、片山委員、丹野委員、中村委員、
橋本委員、畠中委員、山内委員

河上消費者委員会委員長

福嶋消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、服部参事官、浅田参事官

4．議事

(1)開 会

(2)議 事

(1)消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について

(2)国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について

(3)閉 会

○大森座長 それでは、定刻でございますので、第8回の検討会を開催させていただきます。

本日は、室町委員が御欠席という御連絡でございます。

本日の議題はお手元でございますようなことになっているんですけれども、まず論点の中で議事(1)としては「消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について」、前回に引き続いて少し問題提起をしていただいで検討していきたい。

それから、2つ目は「国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方」についての検討に入りたいということでございます。

資料1の論点の整理でございますけれども、前回少し修正の御議論が出ましたので少し変えてございますけれども、まずこれを説明していただきましょうか。

○服部参事官 配布資料の確認と合わせて御説明させていただきたいと思います。

お手元の議事次第でございますが、資料1が「論点の整理」の修正案でございます。

資料2でございますが「論点参考資料」、これは総合力の充実に関連したものでございます。枝番のものも含めまして、前回と同じでございます。

裏のページを見ていただきますと資料3ということで、委員から御提出いただいでおります資料を添付しております。

資料4が、国民生活センターから御提出いただいた資料です。

資料5が、国民生活センターの各機能につきまして、論点の参考資料ということで配布させていただいております。

資料につきましては以上でございますが、配布漏れ等ございましたらお申出いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

それから、次に資料1でございます。「論点整理」の修正案でございます。下線部が、前回と比べまして修正、追加させていただいている部分でございます。

「1. 司令塔機能の発揮」の4番目の丸を見ていただければと思います。「消費者庁を含め各府省庁へ働きかけている」とさせていただいております。以前は「各省へ働きかけている」ということとございましたが、省だけでなく消費者庁も対象であり、明確にすべきとの御意見を踏まえましてこういう形にさせていただいております。

それからもう一点、政府から独立した法人の考え方の趣旨とはどういうものなのか、認識が一致した表現にすべきとの御意見がございました。これにつきまして、座長から参考になるものとして2つ、1つには閣議決定があるとの御指摘をいただいております。

冒頭の「I. 本検討会の検討事項」の「国民生活センターの機能が国に移管される」、ここに脚注ということで閣議決定の抜粋、関係部分を追記させていただいております。

それからもう一点、参考になるものということで、最後のページを見ていただければと思います。もう一つ参考になるものとして、検証会議中間取りまとめの関係部分が挙げられておりました。これも、注記という形で掲載させていただいております。すなわち「政府から一定の独立性を保ちつつ国が責任をもって運営費を措置する法人形態であり、かつ独立行政法人の整理合理化の路線から外す扱いとされるもの」とされている。」という部分でございます。

こちらの方からは、以上でございます。

○大森座長 今のように少し付け加えたり修正してございますけれども、またお気付きの点があれば出していただくということで、この修正の箇所についてよろしいでしょうか。

それでは、議題の方に入ります。今の資料1で言いますと、前は2ページの2まで、全部終わったわけではありませんけれども、今日は「総合力の充実」のところに入りたいと思っています。そうすると、3ページの「以上を踏まえ、」で(1)(2)(3)がございますので、これを注視しながら問題提起をしていただくという形で進めさせていただければと思っています。

(1)(2)については、山内さんから少し問題提起をしていただいて、(3)については丹野さんからお願いするというところでございます。お2人に続いて、少し御発言していただいた後、それぞれについて議論したらどうかと思っております。それでは、よろしくお願いたします。

○山内委員 では、山内の方から(1)(2)について提案します。資料3-1をご覧ください。

まず、「消費者団体の役割をどのように認識し、消費者からの視点や知見を行政にどのように反映させる仕組み作っていくか」についてですが、まず「消費者団体の役割」について整理しました。

この資料の4ページ目に、消費者基本法の7条と8条、さらに国際消費者機構、Consumers' International が整理した「消費者の8つの権利と消費者の5つの責任」を載せておきました。私は、日本生協連に所属しておりますが、日本生協連も入っております全国消団連では昨年、現在の消費者団体に求められるビジョンを整理しました。本日、私が整理した1ページの消費者団体の役割は、消団連の論議の中から3点にまとめたものです。

消費者基本法第7条にあるような消費者を育てるために、第8条に消費者団体の役割が規定されています。消費者主体の社会を形成していく上で、消費者の権利が実現され、その利益を擁護していく役割を消費者自ら担えるように手助けをするのが消費者団体の役割だと思います。

具体的には、1ページに記載しました3点をあげることができると思います。

まず、消費者の被害・トラブルに対応することを通じて市場チェックをするということです。相談活動や、ADRの実施。それから、相談から出てきましたものについて、場合によりましては契約の差止めの訴訟ですとか申入れ。今はまだ制度ができておりませんが、できたら集団的消費者被害の回復に関わる訴訟等を通じて市場のチェックを果たすということかと思えます。合わせまして、社会的な責任で経営をされているような企業を褒めたり育てるという役割もあると考えます。

2点目は、①から出てまいりますさまざまな課題が社会制度として整備されることが必要であれば、きちんと政策として実現されるよう、消費者の代表として審議会等を通じて意見を申し上げるということです。パブリックコメントの提出等もございまして、こんなことを通じて政党や議員の皆さんの消費者問題の理解を高めるためのロビイングの活動等も必要だと思っております。

3点目が、消費者個人の力を高めるという取組みで、私ども最近、消費者力向上というふうに言っておりますけれども、わかりやすい情報提供をするということのみならず、消費生活アドバイザー・コンサルタント、相談員さんになるような方々の育成などにも力を発揮すべきだ考えております。消費者団体の役割はこの3点かと思えます。

以下、「消費者の視点を反映させるしくみ」以降は消費者団体のところで協議をしたものではなく私の私案でございますので、そのようにお受け取りいただきたいと思っております。

「消費者の視点を反映させるしくみ」には、3点あると思っております。

1つ目は、消費者のことをきちんとつかむことができる団体を強くすることを通じて、消費者の視点を反映させるということでございます。これは、後ほど消費者団体の支援のところでも述べたいと思っておりますが、やはり日常の消費者の皆さんの困っていらっしゃることを毎日きちんとつかんでいるような団体が、消費者の状況を反映できる視点を持って政策提言をできるというふうに思っておりますので、相談や消費者の皆さんに直接つながる活動が非常に重要かと思っております。

2つ目は、消費者庁、国民生活センター、消費者委員会の皆様をお願いしたい役割として、直接消費者につながるということで考えてみました。

1つ目は、今までさまざまな活動に参加された方々をモニターとしてデータベースをつくり、必要ときに直接意見を聞いたり、意見を聞く場に出てきていただくというようなことができるのではないかと。

2つ目がWEBご意見箱で、国民生活センターは既にさまざまな問題をいただける場所をつくっていらっしゃいますけれども、30代、40代が中心ということですので、現在発達中のソーシャルメディア、ツイッターとか、Facebookを使って、もっと若い世代も含めて意見が集まるような仕組みを御検討いただきたいと思っております。

最後は、前回も資料で提出いたしましたけれども、職員の皆さんに消費者視点を常日ごろから感じていただけるように育っていただきたいと思っております。

続きまして、消費者団体、民間活動の発展支援の体制ですが、まず消費者団体が役割を発揮するために課題が4つあると思っております。1のところを書いてございます。

2のところは少し仮定も含めますけれども、大きく2つに分けております。今後の消費者団体の継続的な発展を考えた場合に事業活動を担える消費者団体をプロトタイプとしてつくって支援をするということができないかと思っております。

これは、たくさん必要はないと思っておりますので、幾つかの拠点の場所ということで、消費者相談をやり、その中から問題のある事例につきましては、本人の了解の下であっせんですとかADR等にも発展させていけるような、消費者の困られた例に沿ってやれるような相談が必要ではないかと思っております。発展していけば、地方自治体の相談業務の受託等もできるのではないかと。もう少し発展させて、有償で買っていただける情報・サービス等の提供についても検討できると思っております。

2つ目は、現行さまざま地域で活動されている団体への支援ということで、現物の給付、それからこれも既にさせていただいておりますが、地方消費者行政活性化基金を使いまして学習会、学習プログラムへの支援等の継続も御検討いただきたいと思っております。

次も似たようなものですが、消費者行政の事業の展開に当たって、協働パートナーとして消費者団体が入り、共にやるということを通じて消費者団体を育て、活動を継続させるということで書いてございます。

最後に、ちょっと古くなりますが、平成20年版『国民生活白書』に海外の消費者団体の状況が

ございましたので、資料で掲載しておきました。私たちがよく話しておりますのは、やはりドイツ、韓国の例等でございますよう、消費者団体が政府に代わりまして消費者相談をやり、提言をする。そのことに対して、政府がきちんと補助金を出すというような在りようも重要ではないかと思っておりますので、資料として添付いたしました。

私からは、以上でございます。

○大森座長 ありがとうございます。

続いて、丹野委員からお願いします。

○丹野委員 私の方からは、資料3-2としまして「(3) 地方との連携をどのように進めるか」という点についてお話を申し上げようと思います。

「地方との連携をどのように進めるか」というのは多岐にわたるんですけども、今回与えられたテーマは地方との連携による法執行力の充実をどう図るかということでしたので、それに絞ってまとめてみました。

現状としましては、頂戴しています資料で論点参考資料の方にあるものをそのまま引用しましたが、消費者安全法による事業者の報告徴求、調査権限を39の都道府県に委任しているけれども、実際には全然やっていませんということがありまして、今国会提出の消費者安全法改正案では財産被害に対しても権限を拡充する。この実態の中でどうなのかということだと思われまますので、それについてお話をします。

1としてここに挙げていますが、消費生活相談窓口、いわゆる消費者センターの相談窓口というものがある、それからそれに対応する都道府県の事業者相談担当課というのがあります。その関係を少しお話をさせていただくと、情報の流れとしては自治体の消費生活相談窓口から都道府県の事業者指導の担当課の方へ情報がいきます。

どういう情報がいくかということ、消費生活相談の窓口では消費者トラブルの解決、個別被害回復を図るんですけども、その中で非常に事業者が悪質だとか、多数被害が出ているとか、被害が重篤だとか、そういうものを迅速に担当課に情報提供をして、担当課ではその相談情報を分析して、事と次第によっては事業者にきちんと立入調査を行ってそれを処分等、事業者指導につなげていくということになります。

2枚めくっていただきますと表が出ておりますので、その表をごらんいただいた方が早いと思います。これは、消費者庁のホームページに出ておりますが、「特定商取引法違反に基づく処分件数の推移」という表でございます。ご覧いただくと一目瞭然なのですが、見づらいんですけども、例えば平成23年度をご覧いただくと、全国で業務停止命令をかけているのが67件、指示が15件となります。

そのまま下がっていただくとどこが一番多いかというと、東京都が15件で埼玉県が14件です。その後は茨城が4件と続いて、その後は1、2、1、2という形になります。これだけの業務停止命令が出ていて、専ら東京都と埼玉県に集中しているという形になります。

済みませんが、元に戻っていただいて、それをダイジェストにしたのがここにある表でございますが、東京都等は先進県としておやりになっていらっしゃるんですけども、他は非常にばらつきが

あるというのが現実でございます。そのほかに、都道府県ではそれぞれ条例を持っていますので消費生活条例によったり、景品表示法についても権限を持っていますので、それについて指導をしたりはしていますが、相談受付件数というのは年間 90 万件程度あるんですけども、その受付件数に比して非常に処分件数が少ないというのが現実でございます。地域ごとのばらつきも非常に大きゅうございます。

消費生活相談員の実感としては、一生懸命、都道府県の方に情報を上げていくんだけれども、なかなかやっていただけないというのが現実だと思われま。それはなぜかと言うと、法執行のための分析調査にはやはり専門性、判断力等の知見が必要になる。都道府県は、残念ながら職員が異動したりして知見が承継されないケースが多数あります。あの人がいながらやっていただけれども、あの人がいなくなったら全然やらなくなったという現実がある。そういう意味では、業務としての継続性、安定性が維持されていないのではないかと。つまるところ、どこでもそうですが、人と財政とスキルと意欲の問題が非常に問われるのではないかとということになります。

ちなみに、論点整理に書かれた消費者安全法についてなぜ今、全然やっていないかと言うと、消費者安全法というのはすき間事案に対する業者指導を行うものなのですが、今の状態では消費者事故のうち生命・身体に関するものだけを重大事故としていますので、都道府県ではその判断の物差しになるのが商品テストですけども、その商品テストが非常に脆弱で、そもそも判断の物差しを持っていない。お手上げです。だからやらないという格好になっています。ですから、今度の国会が通って改正が行われて対象が財産被害に拡大されれば、都道府県でも一定の権限行使をする場面が増えるのではないかと期待はしております。

今、申し上げたようなことをもう少し砕いてみますと、2になります。「地方と国の連携」ですが、ドロップ SHIPPING の例をちょっと挙げてみました。

平成 21 年 2 月 5 日に、東京都消費生活総合センターから緊急被害情報が出ました。同じ年の 11 月 4 日に国民生活センターの報道発表も出て、ドロップ SHIPPING に気をつけましょうといういわゆる注意喚起情報が消費者向けに出された。その年の 12 月 3 日に東京都から今度は条例によって社名公表がされた。そして、翌年の 3 月 1 日になったら、東京都が特商法によって業務停止命令を全国で初めてかけました。その後、それを引き取った形で 4 月 9 日に消費者庁がやはり特商法で業務取引停止命令をかけたという事例がございます。

ドロップ SHIPPING の法解釈が非常に難しく、特商法に該当するかどうかで判断が難しく時間がかかっていますけれども、こういう経緯があります。こういうのを見ていると、特商法の不当勧誘に関しては地域の消費者センターが最も実情を把握していると思われま。そういう形でこれは流れています。そう言いながら、ネットの被害は勿論そうですが、それ以外の分野においても消費者被害というのは非常に広域化して全国的に同じような被害が起きているというのが実態でございます。

例として、そこに未公開株だとか預託商法とか挙げさせていただいていますけれども、そういう実態がございます。そのために、やはり都道府県が事業者処分を行っても、国も同様に法執行する必要があるのでないかというのがまず考えていることとございます。

今まで縷々申し上げたことをまとめてみますと、こうなるのが3ページ目の上の四角でございます。「トラブル解決と消費者への情報提供」という観点で見れば、消費生活センターから国民生活センターへの流れは、この部分の連携は制度としても実態の運用としても非常に確立しているものだと思っております。

他方、法執行の観点はどうかという、都道府県は消費者センターから情報を受けて、国と連携して権限を行使する。国は、国民生活センターから情報を受けて、都道府県と情報の連携を行って積極的に権限を行使するというのがこの制度の建前なのですが、では、そういう意味ではこの制度はどうかという、先ほどの表で一目瞭然でござんいただいたように、都道府県の法執行の実態から言って、都道府県の充実を待っているのは消費者被害が放置されるというふうには思っております。

消費者庁を何のためにつくったかという原点から言えば、むしろ消費者庁はもっと現場に踏み込んで実態把握をやって積極的に法執行をしていただきたい。「するべきである」と書きましたが、これが私どもが考えていることでございます。

それで、ここから先は書いていませんが、ではそのための制度はどういうふうにつくっていくのかとですが、例えばよく言われる地方の拠点というのを本当につくった方がいいのか、メリデメはどうかというようなことが次の焦点になるのではないかとというふうに法執行に関しては思っております。

それからもう一点、「海外の越境消費者トラブルの相談にどのように対応していくか」というのがございます。それについては、消費者庁が23年11月から「消費者庁越境消費者センター」というものを開設したという状況にあるんですが、海外とのネットショッピング等でトラブルになった場合、言葉の問題、法の問題、商慣習の問題、それから事業者とそもそもアクセスするのが困難だという問題だとか、そういうものを抱えていますので、地方の消費生活センターでは非常に対応困難だというのは確かにあると思われま。

それでこういうものをおつくりになったんですが、ただ、まだ発足後、半年なので評価は早いと思えますけれども、消費者にも消費生活センターにも実際に消費者庁越境消費者センターなるものが周知されていないところがあります。それから更に加えて、多少懸念課題もあるのではないかとというので4点ばかり挙げさせていただきました。

相談内容、今そこでやっている相談受付から解決まではどういうことが行われているかということが地方の消費生活センターに全くと言っていいぐらいフィードバックされていない。そのために、消費生活センターから信頼度が低い。

それから、消費生活センターに相談情報が戻らないと地方の消費生活相談員のスキル向上に寄与しないから、結局消費者が地方の消費生活センターに電話をかけても、こういうところがあるから電話してござんなさいと言っても消費者が電話をかけない。どうしてもそこで遮断があるというようなことになるので、この問題に関しては地方の消費者センターの相談員のスキル向上に寄与しないといけないのだけれども、そのところに問題がある。

それから、非常にテクニカルなことを書きましたけれども、例えばクレジットカードを使った決済などの場合でも、使える方法があるのに使っていないのではないかと。「チャージバック制度の活

用が可能であるはずが、その手法をとらないと聞く。」というふうに書いたものでございます。

それらをまとめさせていただくとどうなのかと言うと、地方の消費生活センターの支援というのは国民生活センターの最大の目的だと思っております。ですから、国民生活センターこそが越境消費者トラブル相談窓口を開設なさって消費者の信頼と負託に応えるべきではないか。国民生活センターであれば安定的に相談を受け付けることができますし、知見を蓄積して解決に資することができます。更に、それを地方の消費者センターの相談員に伝授して、相談員及び相談のレベル向上のために資することができるのではないかと考えております。私の説明を終わります。

○大森座長 ありがとうございます。御苦労様でした。

それでは、最初に山内さんの方の問題提起がございますので、しばらくこれをめぐってもし御質疑があればさせていただきますでしょうか。何かお気付きの点はございますでしょうか。

では、橋本さんからどうぞ。

○橋本委員 消費者団体の役割といったようなことで、先日のシンポジウムなどを含めて消費者行政の幅というのはどういったものかというのを今回の資料等を見させていただいて考えるところなんですけれども、確かに国民生活センターに代表されるようないろいろな消費者の被害を救済する、または未然に防止するための各種の法律を提言していくという形も必要ですが、山内委員のペーパーにも書いてありますけれども、調査研究というところが私たち消費者団体の中で大きな役割を担っているかと思っています。

例えば、北海道であれば長年にわたっていろいろなエネルギーの価格調査であるとか、そういったものを続けてきました。それが蓄積されることによって、一家庭でこれだけの灯油がひと冬の間消費される。それをもし今の節電とか、そういうような中で私たち消費者がどういう行動をとったらいいかといったことの非常に大事な基礎部分になるような活動も行っています。

それから、いろいろなシンポジウムなどは本来ならばいらっしゃらなくてもいいような方がいらっしゃいます。シンポジウムでもいろいろ話をしていましたが、自分が被害に遭っているというふうに思っていない方をどういうふうに救済するかということで、実は今日は5月30日、今は消費者月間ということですが、昔は消費者の日ということで、30日の日に北海道では結構イベントをします。私も午前中、札幌の地下歩道空間でそういうイベントをやってきて、普段はなかなかそういった機会を得られない消費者の人を呼び止めて、こういう目に遭っていませんかというようなことをしてくる。

そういった消費者団体としていろいろな調査、それから研究といったものを施策に反映させる。それから、本来であれば被害に遭う前の消費者をいかに消費者問題に触れさせるか。そういったような形をとる大事な仕組みのところを、私は今回この中でもうちょっと強調させていただいていいのではないかと考えております。

支援のところでは、今回消費者行政活性化基金の積み残し部分を民間団体でもいろいろな事業に使ってもよろしいですよということで、私どもでもいろいろと企画を練って出しています。そういった企画力といったものも、やはり相談員のスキルアップと同じように消費者団体がいろいろな場面で提言していく。そういった力をつけさせるような場面も、私は必要なのではないかと感じてい

ます。

それから、もう一点は消費者の義務というところで、環境問題も消費者団体としては大きな役割を果たしているとなっています。その中で北海道では、例えばレジ袋の持参運動ということを経年続けてきて、それが大きなチェーンストアと行政と消費者団体、ほとんど地方の消費者協会が入っているんですけども、そうした3者による協定を結んでレジ袋の削減といったものを行っています。これは全道で80%以上、90%近い実態率があるというのは、そういう地道な消費者団体の活動があったからだと思っていますが、そういったことが今回国民生活センターの国への移行というところがあるんですけども、消費者行政の中でそのところが非常に課題として出ていて、地道なそういった消費者団体の取組みといったものが今までの資料の中ではちょっと少ないのではないかと感じましたので、その辺は被害救済というところだけではなく部分の消費者団体の取組みといったものを消費者行政にどう反映させるかといったところをもう少しやって、資料として出していかねばいけないかと感じております。以上です。

○大森座長 丹野さん、どうぞ。

○丹野委員 山内委員がお書きいただいたペーパーの「消費者の視点を反映させる仕組み」のところ、例えば「消費者の苦情相談を受け、助言し」ということで、いわば消費者の実情をつかむんだというのは非常に共感をいたしまして、こういう形で政策要求の実現に貢献できる団体云々というのは非常にそうだなということがございます。

それで、私が手を挙げたのは御質問でございまして、例えば3ページ目の2のところ「民間活動の発展を支援する体制」というのがあって、支援するというのはだれがどこを支援するのだろうと思ってよく読ませていただいたんですけども、その中のプロトタイプの構築云々のところで「有償での消費者相談事業の実施」ということを書かれている。この消費者相談事業の実施というのは、どこの消費者団体でもおやりになっていることかもしれませんが、実際に有償でやっつけるところは、非弁行為の関係があるから、ないと思われまして。

そういうようなことを考えると、ここにお書きになっているのはどういうことをお考えになっているのか。例えばADRのことを考えていらっしゃるのだとすれば、法務省認定のADRというのは法務省の認証が要するんですけども、そういうものは基本的にはある意味では相談前置主義でございまして、相談を幅広く受けることでADRとしての信頼度の基盤をきちんとつくるといふか、そういうものがあるから、ADRだけぽんとあるわけではないので、そういう意味も含めるとこのところがいまひとつ私はわからなかったの御質問をさせていただきたいと思っております。

○大森座長 では、山内さん、お2人から御質問がございましたのでお願いします。

○山内委員 橋本さんの御意見には、私は特段ございません。

丹野さんの御質問ですが、消費者団体としても持続可能で団体を維持していくためには何が必要かと考えたときに、やはり事業を継続的にやる必要があるであろう。ですから、今までこういう例はないんですけども、消費者相談を基に、その次に例えばあっせんを丁寧にやることに対して、そのことにOKとおっしゃる消費者の方から費用をいただくというようなこともあるのではないかと。そういうような事業をつくり出すことで継続性をつくっていったらどうかと思っておりますので、私は

あっせんが抜けました。

だから、消費者相談を受けた上で救済に至るところのサービスを提供していくということを考えたところでございます。

○大森座長 そういうのは基本的にはできますか。どういうふうにするんでしょう。

○丹野委員 非弁行為の関係があると思います。

○大森座長 そこが多分、一番出てくるところでしょうね。何かもしかしたら工夫ができるのかもしれない。

では、どうぞ。

○橋本委員 ちょっと視点が違うかもしれませんが、私どもは北海道消費者協会、一般社団法人ということですけれども、指定管理者ということで行政から相談業務の受託を受けて、それを活動の資金として人材を育成しているという形をとっております。

実際にADR等でというのはちょっと法律的なところがわからないんですが、そういう指定管理、またはいろいろな契約関係で受けている。全相協さんも多分そういうことで活動資金になさっていると思いますが、そういう意味ではできるのかなと思うんですが、この内容が私もいまひとつわからないところかと思いました。以上です。

○大森座長 わかっていることは、多分、都道府県の消費者行政というのは消費者団体の皆さん方がそういうことをやることを通じて全体として成り立っている。だから、自治体単位だけで見ると何となくしょぼくれているようなところもあるんだけれども、実際には消費者団体があって、皆さん方が今のようなことを受託を受けながらやることを全体として自治体レベルであることが行われていると、そう理解していいですか。

○丹野委員 都道府県には全国に500か所以上消費者生活センターがございますけれども、ほとんどが直営でございます。直に自治体を実施していることで公正、正当、中立性を担保しているという格好になります。

ただ、財政上の問題とかいろいろございまして、今までの経緯とかもありまして、先ほど北海道消費者協会とおっしゃいましたけれども、私どもも少し受託しているところがございますが、委託を受けて運営している場合もございます。ただ、それを活動資金にしているかどうかというのは、またそれは別のお話です。

○大森座長 中村さん、どうぞ。

○中村委員 消費者行政における消費者団体の位置づけというのはどういうところにあるかということ、やはり大きなところから見ておいた方がいいと思うんですが、3年前に消費者庁関連三法が国会で通ったときに、「この法律は国会議員がつくったのではなくて消費者団体の皆さんがつくったんです。消費者の皆さんがつくったんですよ。」ということは、いろいろな方面から言われたものです。ですから、それは役所ができた後も消費者と共に展開していくということが重要だということも同時に言われていたわけですね。

参議院消費者問題特別委員会の附帯決議の29項とか32項にはまさにそういうことが書いてありまして、29項は「適格消費者団体を始め、消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者

団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。」というのが1つ。

それから32項は、「消費者庁関連三法にかかる政令及び内閣府令の制定に当たっては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、消費者団体を始めとする国民各層の意見を広く反映させるため、丁寧な意見募集及び集約の在り方に配慮すること。」と、こういうふうに言われていて、まさにこれから消費者団体と一緒に消費者行政が展開されるものだという青写真が描かれていたわけです。

それで、山内さんに聞きたいのは、この話の根底には消費者団体と消費者庁なり消費者行政全体との間の相互信頼というものがあると思うんですが、この3年間を見てどういうふうに評価しておられるか。その辺をお聞きしておきたいと思います。

○大森座長 お答えいただけますか。

○山内委員 本日も資料に出していただいておりますが、消費者団体との懇談ですとか地方消費者グループフォーラムの開催等は努力をさせていただいて開催されていることについては、以前に増して共にやるというところが見えているとは思いますが、先生が御指摘いただいた附帯決議でございます、共に消費者団体を育てる上での資金的な援助ですとか具体的な方策の検討についてはまだほとんど進んでおらず、地方消費者行政活性化基金のところでの活動支援が若干始まりました。

そのことについては、私は神戸の方から意見を聞きましてけれども、具体的に兵庫県の方からお話があって、コープこうべさんですとか市内の消費者協会等も協力をして消費者大学というようなことをやる。そういう関係があったところにうまく使えたというようなことでございましたが、全国的にあまねくうまく使えているかどうかは疑問がございますので、進んでいる点とまだできていない点が両方あると思っています。

○大森座長 この活性化基金は、持続的しているのですか。これは事務局に聞かなければいけないのですか。活性化基金は今どうなっていて、これからどうなるのですか。

○服部参事官 今年度予算措置させていただいております。基金そのものは今年度で基本的に終わりでございますので、来年度以降の予算措置についてまさに検討しているところでございます。

○大森座長 もし予算がつかないと、これは終わるのは当然ですね。終わると、今までのこの活動支援でどういうことが困りますか。

○橋本委員 活性化基金につきましては、どちらかと言うと消費者センターの充実等に使われることが多くて、特に私どもでは相談員の研修にかなりこの活性化基金を使うことができたということと、それからまだセンターができていなかったところのセンターの設立ということで、広域化とか、いろいろな働きかけをしてセンター機能がかなり充実したというところがあります。

特に、今まで研修の機会がなかった地方の相談員にとっては、多くの研修の機会を得てとても充実する年だったのですが、今年度はほとんどそれが使えなくなったというところがあって、今まで研修を積んできた相談員はいいんですけど、これからの新しい相談員にどのような研修の機会を与えられるかということ是非常に難しいところだと思っています。

それから、先ほど言いました活性化基金の積み残しのところで、食品の安全・安心の部分と、そ

れから地方の民間団体に補助金という形で出してもいいというようなことがありまして、先ほども言いましたけれども、企画書を出してそれが通るかどうかというところで今やっています。

ただ、大きな都道府県の消費者団体で職員を持ってやっているとこであればいいんですけども、地方の小さな消費者団体、それでも何百人といるところにおいてもほとんどボランティアという形でやっているので、補助金が付いて事業ができたとしてもそれをだれがするのか。

これは活性化基金のときの事業でも言われていましたけれども、だれがそれを行うのかというところで、なかなか手を挙げにくいというふうにならざるを得ないいろいろな消費者団体からは伺っておりますし、今回使えるんですよというお知らせも非常に短かったので、その間に企画を出してそれを出すというのは、それこそ先ほどの丹野委員じゃないですが、意欲のあるところは短期間でも出してやりましようというふうになりましたけれども、そうじゃないところはなかなかそうはいかなかったということがあるかと思っておりますので、今後も事業内容だけではなくてやはり人材といったところの育成もいろいろ視野に入れて予算を組んでいただきたいと思います。以上です。

○大森座長 この基金は今年どのぐらいあったんですか。額で言うと幾らですか。

○服部参事官 今年度の予算措置は5億円です。これは資料の2の束の中にございます、資料2(1)(2)③、ページ数でございますと8ページ目でございます。

この「実施事業のイメージ」というところでございまして、②の「民間団体による活動への支援事業」ということでございます。以前は、民間団体が主体となる活動への補助については運営要領で対応できなかったということでございますので、改正し、基金の用途を拡充しているというものでございます。

○大森座長 どうせまた議論しますので次にいきたいんですけども、今の基金のことでしたらどうぞ。

○阿南委員 基金と消費者団体のことです。ありがとうございます。先ほどまで私は栃木県に呼ばれて、消費者月間企画の「消費者の集い」というものに行ってきました。栃木県行政が、活性化基金を使って消費者団体を中心とする消費者の交流会をやったのです。

大勢の消費者団体の人たちが集まって活動交流をしていましたが、県の担当者の方と話しますと、まさにそこで問題になったのが、活性化基金が今年度で切れる。こうした消費者団体を育成したり活動を広げたりということがますます重要になってくる中で、どのように手当していったらいいか。また、活性化基金で人件費の手当てがなかなか難しいので、今、相談員さんを雇っても切れてしまえば人件費を払えなくなってくる。何とかひも付きで人件費にも使えるような活性化基金の仕組みができないとか、いろいろなことを相談もされたのですけれども、やはりこうした地域での連携作りを進めて行くかということが何よりも重要だと思っておりますね。

消費者団体は今日の栃木県みたいに各県でかなり県行政といろいろ手をつなぎながら、それぞれで啓発活動や教育活動を盛んにやっているわけですね。相談業務についても、例えば消費者団体の土日相談を支援すれば消費者団体はやれるところも結構いっぱいあるのです。そういうことを一緒にやっていけるような仕組みをつくるのが一番大事じゃないかと思っております。また、橋本さんがおっしゃいましたけれども、相談員さんの育成だとか研修だとか、それから将来的に言えば資格の付与

だとかということも、できるようになってきていると思うのです。この総合力の強化の課題は非常に重要だと思いました。

○大森座長 ありがとうございます。

○中村委員 丹野さんの3ページ辺りに海外の越境消費者トラブルの問題が出ていますが、これはちょっとよくわからないんですが、御説明の中で、例えば地方の消費生活センターにこういう越境トラブルがきたら、相談員の皆さんは多分、ではそれは消費者庁の越境消費者センターに相談しなさいと回されるんだと思うんですが、その処理結果というか、それがフィードバックされていないことにびっくりしたんですが、PIO-NETにこの情報は一体化されないんですか。

そういうふうに思うと、もしこれが実態だとしたら、国民生活センターが本来やるべきことだったんじゃないか。それをなぜ消費者庁がやって、情報がばらばらになって統合されないでいるのか。この辺で、こういう立て方をした経緯を国センと消費者庁からむしろ説明してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○大森座長 私も、この越境消費者センターは実際にどういうふうに運営されているか聞きたいです。

○服部参事官 資料の26ページを見ていただければと思います。委託先はSBIベリトランス株式会社というところございまして、今はメールで御相談をさせていただいてメールベースでやり取りをさせていただいております。担当の方は5名ぐらいいらっしゃるというふうに聞いております。

この連携する機関でございますが、アメリカ、カナダについては優良企業協会、これは小売店関係の事業者団体ということで、レーティングをしている、消費者相談も受けておられると聞いております。それから、シンガポールではシンガポール消費者協会、これは消費者団体です。それから台湾につきましてはここにございます事業者団体。ここと我々との間で相互に協力する。相談があればお互いに仲介に立つということをやっております。

件数は、資料の右のところに33ページというものがございまして、相談の件数が23年末で767件ございまして、トラブルの類型の中で、注文した商品が届かないといったものが3割、それから届いた商品が模倣品であったといったものも3割、あとは予約サービスの解除等が1割、クレジットカードの二重請求等も1割ということでございまして、大体解決率が4割から5割と聞いております。

それから、先ほどクレジットのお話でもございましたが、このプロジェクトは主としてコミュニケーション、なかなか外国語を使って問合せをすることができないという消費者を支援しようというものでございまして、1週間経っても物がこないんですけどもどうしましょうかといった相談に対応して、アメリカとか、シンガポールとか、台湾とか、こういう関係機関を通じて照会しているということで、お金の面に対してのトラブルというところまでスコープの対象にはなっていないというふうに聞いております。

不十分かもわかりませんが、御参考にしていただければと思います。

○大森座長 どうぞ。

○福嶋消費者庁長官 この事業の位置づけですけれども、消費者相談における国際連携の実証的な

調査という位置づけで消費者庁が始めたものです。

ただ、実証調査とは言っても消費者庁だけに知見が蓄積して満足していたのではしようがないわけで、実際に実証的にやりながら、実際の消費者の皆さんの問題を解決するということをきちんとやろうということではやっていますが、位置づけは実証調査なものですから、ここで海外とのトラブルの消費者相談のノウハウややり方を蓄積して、本格的に恒常的に展開していくときに国民生活センターに移すということも、それはあり得るわけで。勝手に国センと話さずに移すと言っているわけではありませんが、それはまたその段階でのいろいろな検討が必要だと思いますし、まさにこの検討会での議論を踏まえて、この具体的な事業をどうするかということにもつながってくるのだらうと思っています。

それから、国際的な相手国の機関との連携があったので、まずは消費者庁で調査をしたということ、実証調査を始めたということです。

○大森座長 丹野さん、どうぞ。

○丹野委員 同じペーパーの 21 ページから 23 に、具体的に、これは国民生活センターが 24 年 5 月 17 日にお出しになった越境取引トラブルはこういうものがありますよというものが出ています。

先ほど、お金の面はやらないというお話がございましたが、見ていただくとわかりますけれども、多くの事例が解約したい。つまり、お金を返せという話です。要は基本的に物が届かないからちゃんとしたものを届けてくれというトラブルはまだよろしいんですが、大抵はお金が絡んでお金を返してほしいというところに最終的に帰着するのが常なので、そこをやらないと言われると解決率と言われても何のことかということになります。

そういうことを踏まえた上で先ほど、本来、国民生活センターがおやりになるべきではないのでしょうかということをお願いしたということでございます。

○大森座長 中村さんの御質問からいいですか。

○野々山国民生活センター理事長 我々としても、越境トラブルについての対応については問題意識を持っております。やらなくてはいけない分野だと認識しているところであります。

ただ、今の予算と今の体制の中ですぐ新たな事業をやるということは、今の独法のいろいろな条件の中ではなかなか難しいということがあります。今回の件については今、説明がありましたように、現状の海外トラブル、越境トラブルがどんな状態なのか、相談としてどういう可能性があるのかについて一定の調査をしてもらおうということでもあります。越境トラブルについては、当センターは現時点ではやっておりませんが、いずれやりたいと思っております。国への移管やその時期などの条件がありますが、もしそういうことになれば新規予算として取って国民生活センターの方でやるということは今、検討しているところであります。

○大森座長 中村さん、以上のような回答ですけれども、いかがですか。

○中村委員 多分、いきなり消費者庁のこの越境相談のところにぼんと届ける消費者というのはほとんどいなくて、まず地方の消費者生活センターに、私は海外でこんな目に遭ったとかという相談が入って、それを地方のセンターは対応し切れないから消費者庁が今度こういうのをやっていますよということで多分回しているんだと思うんです。

その処理結果というのをちゃんと地方に返して国センのPIO-NETに入れていかないと、紛争解決事例の一元化というか、収集もできないんじゃないか。なぜこれを分離したまま放っているのか、そこが私は理解できないのでさっきからお聞きしているんです。

○野々山国民生活センター理事長 放っているわけではなくて、やりたいと思って検討しているところです。丹野さんの御指摘の部分が今、行われているものの不十分点であるということは我々も認識しておりまして、各地のセンターへフィードバックをしたり、あるいは更に注意喚起につなげていくような形にしていけたらと思っております。今はそういう形での準備と言うんですか、方向性の検討をしているということでもあります。

○大森座長 普通に考えると、一応これは株式会社に委託しているんだけど、越境消費者センターという看板がかかっている形になっているんですね。でも、実際はまだやや調査風の事業をやっているだけで、今、中村さんがおっしゃったようなことに本格的に対応するようなセンターじゃない。

ただ、そうすると、これは看板をかけてしまったら普通の人はそう思いますよ。この看板がある限り、そこに行って何かやってくれるんじゃないか。そのデータをどこかでちゃんと蓄積されたはずだというふうに普通思いますけれども、そうっていないので、これは看板倒れなんです。早くにこんな看板をかけるからいけないんです。もうちょっとそそったようなイメージのものをつくっておけば今のような話にならないんじゃないかと思うんですけれども、違いますか。責めているわけではないんですが。

○福嶋消費者庁長官 詳しい報告は実際の担当者から詳細にやった方がいいとは思いますが、実際に相談をやってはいるんです。相談を受けて問題解決の取組みはやっているの、相談はやっていないということではありません。解約できないとか、そういう意味で金銭につながるものは当然あるけれども、直接、金銭のそこでの仲介、やり取りをやらないという意味で申し上げたわけで、金銭に関わる相談は受けていないということではないわけです。

だから、それは完全なものではないと言われれば全くそうで、実証的な調査としてやっておりますので、今後にきちんとつなげていきたいと思っています。

○大森座長 それでは、丹野さんの全体の御報告に対して少し広げましょう。

片山さん、どうぞ。

○片山委員 越境消費者センターにこだわって申し訳ないんですが、今の資料2(3)③-1という24ページのところです。これを見ると、やはり丹野さんが言われるように、相談を受け付けますという形でのニュースリリースをされている。だけど、これを読んでも、消費者庁がどんな形で相談を受け付けてどういう解決をするのか、消費者庁が何をしようとしているかということがなかなか伝わらないように思います。

これは、この問題だけではなくて、やはり消費者庁がこれからこういう窓口をつくったり、いろいろな新しい事業をやるときに、本当にそれを利用する消費者が案内を読んで、こういうものができて、こういうときはここへ言えば何をしてもらえるんだということが正確に伝わるような情報提供をプレスリリースも含めてしていただきたい。越境消費者センターのアナウンスはその象徴的な

ものだと思います。

これは 24 年度も続けられるのかどうか、その辺のアナウンスも消費者に向けてちゃんとしていただいているのかどうかということをお聞きしたいんです。

○大森座長 何かお答えになりますか。

○服部参事官 今年度も実施しています。

○大森座長 実施しているんだそうです。

関係していることについて、どうぞ。

○橋本委員 丹野委員の 3 ページのところの一番下、「チャージバック制度の活用が可能であるはずが、その手法を取らないと聞く。」というのは、この機関が取っていないという意味なんでしょうか。それとも、地方のセンターとかで、チャージバックじゃなくここのセンターがかけていないという情報ということによろしいのでしょうか。

それと、そのチャージバックについてですけれども、チャージバックについて知らないカード会社があったりとかして、逆にチャージバックをかけてくださいと言って、ああ、そうですかとやってくれる場合が、最近ちょっとなくなってきましたが、そういう事業者に向けての指導というのがどうなっているのかというところの 2 点、丹野委員と、それからカード会社へそういった情報提供等をどういうふうにしているのかということをお聞きしたいと思います。

○丹野委員 では、最初の方です。書いたのは文字どおり、ここの越境消費者センターがチャージバック制度、非常にテクニカルなことを申し上げて申し訳ないんですけれども、クレジットカードで決済した場合は国際カードの場合、その商品についてトラブルがあった場合はチャージバックという制度を使って、それを取り戻しにいくという仕組みがあるんですけれども、そういうこともお使いにならないというふうに聞いていて、そこがどうなんですかということをお聞きしたいです。

それから、済みませんが、1 つだけ付け加えさせてください。地方の消費生活センターに越境関係と言ってもいろいろなものがあるんですけれども、そういうトラブルがきたら皆ここに振るかと言うと、そんなことはないんです。とりあえず、最初は自分のところではできるものは皆やります。それが消費生活センターというものですから。

ただ、それでもさっき言ったように言語の問題とか、困難なものがあるものについてだけ、こういうところを利用しようかという機運が出始めてきているということです。そこは、誤解のなきようをお願いをしたいと思います。

○大森座長 もう一つは、事務局からですか。

○服部参事官 チャージバックについては、この事業では實際上活用というのを仲介しているということはやっていないというふう聞いております。その部分はほかの機関でもやられておりますし、それぞれ消費者の方々がやられる場合もあると思いますので、ここに記載しておりますように物がこないとか、模倣品等がきているとか、こういったところを主として支援させていただいているということでございます。

○大森座長 これ以外のことで、丹野さんの御報告についてどうぞ。

では、足立さんどうぞ。

○足立委員 地方と連携して法執行の充実をどう図るかという点の中で、地方の法執行件数が少ない原因に人、財政、スキル、意欲の問題だというふうに断定されましたので、それ以外にもあるという事情を少し御説明したいと思います。

まず、御承知のとおり法執行するためには処分の対象となる法令の違反を認定しないといけないんですけども、主に処分の対象になる法令違反というのは勧誘時の行為ということで、なかなか事実認定が難しい。その中で、書面等で確認できるものがあればはっきりするんですけども、大概が言った、言わないの世界の中で事実認定をしないといけないということがあります。

一方で、都道府県で処分をしようと思いますと、都道府県域での行為に対して特定の事業者が京都府内で幾つかの違反をしたとか、そういう違反事実の蓄積が必要なんですけれども、そのところが府県に限られるということになりますと、なかなか件数が集まらないという事情もあります。

キーになりますのは府県内の相談件数ということですけども、特に悪質な事業者の行為が特定の府県の中で数件以上集まるというのは、正直少ないところもあります。実際に処分を我々しておりますのは、できるだけたくさんということで、10件近くの被害者の聴取を行ったりして、被害者のさまざまな証言の中でこうした行為があったんだろうなということを行為者として認定をして処分を下しているということがありますので、その件数が集積しない場合にはなかなか難しいということがあります。

ただ、そこで放っているのではなくて、そうした事情がありますので、京都の場合ですと、相談がありまして内容が大変悪質だという事例については、件数が少なくてもあなたが行った行為は法令違反の疑いがありますよということをまず事業者に伝えます。いわば、イエローカードを出しています。

更に、こうした行為があったということで業務改善報告書の提出を求めるということも事業者にしておりまして、改善報告書の提出を待って、その後こうした業務改善報告書の提出があった、法令違反の疑いがあるということはこの事業者に対して通知をしましたよということ由市町村にもお伝えをしています。その上で、市町村と一緒に監視体制を組むと言いますか、市町村にもその事業者さんの相談が引き続き入るようであれば、今度は処分に向けて行動を起こしていきますよと、毅然とした対応を取りますということも事業者の方にお伝えしています。

昨年の場合、京都ではこのイエローカードを発出しましたのが9件あります。ですから、京都は実際に行政処分した件数は昨年度はゼロですけども、そうしたイエローカードを出すのは9件やっているということで、法執行は大変相談件数の蓄積が必要だということからすればむしろ別の方法もあって、それなりの効果は出ていると言いますか、実際にイエローカードを出した事業者についてはその後、相談が入っていないという状況になっておりますので、一定の効果はあるかと思っています。

それともう一つは、国との連携に関しましても、実際のところは国の方で執行に当たって注目している事業者の情報をいただいたり、あるいは都道府県単独では件数が少ないけれども、近畿府県を集めれば相当の件数になるような場合は近畿経済局の方に情報を流して経済局として処分がで

きないか。あるいは、近畿府県がそれぞれの件数を持ち寄って総体として処分ができないか。いろいろなことを考えながら執行しておりまして、やる気は十分持って対応しておりますのでよろしくをお願いします。

○大森座長 では、これでこの話は終わりにしますので、丹野さんどうぞ。

○丹野委員 やる気は十分ありますというお話は非常によくわかりましたが、ただ、私も実態はよく知っているつもりでありまして、事業者を呼んで口頭注意をしたり、文書で反省文を書かせたりというレベルの話はいっぱいあるんです。でもそういうお話ではなくて、テーマに挙げられているのが法執行なものですから、これについてはこういう形で件数がはっきりと出ていますので、それを申し上げたということになります。

それで、事実認定が難しいのは十分存じ上げております。言った、言わないですから事実認定が大変に難しいということも含めて、むしろ何を言いたかったかということ、今までこの表を見ていただければわかるように、非常にそういう部分で障害があつてなかなかできなかったことを、ようやく今度は消費者庁という役所ができたんだから、そこは法執行するのが専門の役所だと思っていて、それが大きな目的の一つだと思っているので、地方にも積極的に是非出てきて、事実認定の難しさは消費者庁がやっても同じことですので、そこについて連携を取りながら、しかも東京だけにいてもいいのかという問題提起もしながら発言をしたつもりであります。そこは、御了解いただければと思います。

○大森座長 足立さんが言っているように、法執行にいかないまでに事実上、問題の解決が図られるケースがあるので、法執行と言ったときにもうちょっと幅広く現実の理解が要るんじゃないですかという御指摘ですから、丹野さんのことに何か言っているんじゃないかと、そちらの方の実態をつかまえることによって自治体がどういうふうに行っているかも浮き上がってくると、そういうふう理解しておきましょうか。

それでは、まだ議論はあると思うんですけども、次のテーマに移らせていただいて、資料1で言うところの3ページのⅢで、実はこのⅢの中は4つに分かれているんですけども、2番の「各機能の「一体性」をどのように確保するか」というのはちょっと組織論と関係するので次回に回したいと思うんです。したがって、この各機能の(1)(3)(4)のところを、できればですけども、今日少し議論をさせていただきたいと思っています。

そうすると、国民生活の各機能をどういうふう維持していくかということは私どもにとっては最大のテーマの一つですので、まずこれに関係して、こういうふうに行っているということは説明を受けているのですが、この検討会ではいろいろな方々から懸念も出されているんです。それで、今までの議論で何がなされて、どういうふう整理ができているかということについて、まず参事官から説明していただいて、資料は整っていますので説明していただいたら議論に入りましょうか。

一体性は次にするんですけども、今日は(4)までいけたら、(4)はセンターの理事長からもお話いただくような話でいいのでしょうか。では、いけるところまでいきます。それでは、とりあえず理事長から先に説明していただけますか。

○野々山国民生活センター理事長 今後、議論の前提となる国民生活センターの維持すべき機能が

今どうなっているのかについてまずお話をします。その後、それに対する懸念が指摘されていることについて服部参事官から説明をしていただくという順番でいきたいと思います。

資料は、資料4と資料5の束であります。

資料5-1を見ていただきますと、大臣判断の2のところに、「国民生活センターの各機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていくこととする。」ということが示されております。これが、この議論の中の一つの前提となると思っております。

資料4に論点整理がされておりました、この機能の維持ということにつきましては幾つかの論点が出されております。維持をどうはかるかについて、相談・あっせん、ADRの柔軟性、それから執行との分離、注意喚起のスピード感・独立性、それから改善要望機能の質、量があげられ、それから消費者・消費者団体の支援をどうするか。あとは、消費者に親しみのある点をどう維持するかということでありまして、これらについて、この実情と問題意識についてお話をしたいと思っております。

まず、消費生活センターにおける相談・あっせんについてどういう実情なのかということについてお話をしたいと思います。

資料5-2を見ていただきたいと思っております。これを見ていただきますと、私どもの相談業務の概要というものが記載してあります。

まず、「相談業務」としては経由相談、これは地方のセンターの窓口の支援としてやっております。それから平日バックアップ相談、これは直接消費者からの相談を受けているということでありまして、土日祝日相談、これも同じであります。それから、特定トラブルに関する110番もテーマごとにそれぞれ直接の消費者からの相談を受けているところであります。

更に、「関連業務」といたしまして消費者トラブルメール箱と言いまして、これはインターネットを利用して消費者から被害情報を収集している。これは基本的には返すシステムになっておりませんけれども、ただ、重要だと思うものについてはこちらから調査をしているものです。それから、判例情報を収集いたしましてこれをホームページで提供しています。

次をめぐっていただきますと、それだけではなくて、更に各地のセンターの相談支援のための資料の作成や提供をしております。具体的には、マル急とよく呼ばれておりますけれども、消費生活相談緊急情報というものを各地の消費生活センターに提供しております。

それから、各専門的な高度な分野につきまして相談処理マニュアルを作成して、これを提供しているところであります。

更に、これらの相談情報、相談の中身を踏まえて消費者への注意喚起、そして行政機関、事業者団体の要望を行っております。すなわち相談と情報収集、地方支援、そして注意喚起、要望というものを連続性を持って実施しているということでありまして。

「実施体制」としましては、相談の関係でありますけれども、相談情報部というところがやっております。本年の4月1日現在でありますと、常勤職員が15名、非常勤職員が33名という体制であります。

非常勤職員のうち28名が消費生活相談員の方で、1日当たり約21名が勤務してこれらの相談に

対処しております。

常勤職員は相談業務にも積極的に関与しておりますが、それ以外にも注意喚起資料をつくったり、あるいは相談支援のためのさまざまなマニュアル等の資料作成などを実施しております。

「専決権者」は、はそこに書いてあるとおりであります。

私たちのやっている相談・あっせんの特徴でありますけれども、まず相談を非常勤職員が受け付けております。そして、アドバイスで終わるものはそれで終わるわけでありまして、継続処理事案になることも結構多くありまして、これについては常勤職員が相談処理に関与して一緒になって対応していております。

中身としましては、助言で終わる場合、他機関の紹介で終わる場合、そしてあっせんを行っていくということになります。あっせんには、相談員である非常勤職員と正職員が一緒になって行っています。

私は、我々の「相談(あっせん)のスタンス」が重要だと考えております。私たちのスタンスは、消費者と事業者の情報力、交渉力の格差があることを踏まえて、これを考慮して消費者の立場に立った紛争解決に臨んでおります。

職員は、いずれも法律はベースにしております。しておりますけれども、必ずしもそれに限定することなく過去の苦情の処理状況や一般社会通念などを踏まえまして、紛争解決に向けて判断を行い、説得をしていくということになります。

それから、これらの相談・あっせんをしている中でいわゆる「法律所管省庁との調整」についてであります。これは、個別トラブルの解決においては、法律所管省庁に一般抽象的な条文とか、これがどう解釈されているかということについての解釈は確認するわけでありまして、ただ、その個別具体的な事例の法律の適否そのものを確認依頼するわけではありません。法律の解釈を主として聞いて、個別事件への当てはめは事案に応じて我々の方で行っているということになります。

それから、先ほど申し上げましたけれども、所管法だけで解決をはかっているわけではないわけでありまして、民法であるとか、消費者契約法といういわゆる民事一般法や、あるいは先ほど申し上げた苦情状況や社会通念も踏まえて説得を行っておりますので、所管省庁への問合せだけですべてを解決しているわけではないということになります。

現在、解釈を確認した後のアドバイスや処理をしていることについては、PIO-NET を通じて処理結果を公表というか、所管省庁は見ることはできるわけですが、これまでに処理結果について指摘を受けたことはありません。

あとは「法執行との関係」でありますけれども、現時点で所管省庁から法執行を理由に相談処理を控えるように依頼されたことはありません。

さらに、こちらも相談処理を理由に法執行を控えるような所管省庁に依頼することはありません。データ等についてはこちらから出しているわけでありまして、現状では特にトラブルになった事例はありません。

それから、事業者の状況であります。勿論、協力するかどうかは事業者の任意でありますけれども、現状ではほとんどの事業者に協力をしてもらっています。ただ、勿論、中には相談処理に協力

しない事業者もあるわけでありませぬ。

あとは、相談の内容は注意喚起や政策立案への活用をしております。これは後述いたしますけれども、相談処理を通じて得られた問題点というのが相談処理の中で明らかになるわけでありませぬ。具体的には、法律の不備であったり、事業者の対応の問題性などでありませぬけれども、それについては消費者の注意喚起や、あるいは事業者、事業者団体、行政機関への要望という形で活用をしているところでありませぬ。数字については、もう何回も申し上げているので申し上げませぬ。

それから、私どものもう少し詳しいスタンスについては9ページのところに井口紛争解決委員会事務局長の提出した資料がありますので、その抜粋を記載しております。

それから、10ページのところにあります山本委員の出された資料の中でも、我々の問題意識と共通するところがあります。10ページの真ん中のアスタリスクの2つ目のところで「ADR や相談・あつせんといった個別紛争解決手続で示される法令解釈は、一般的な有権解釈の性格が異なる。」ということだす。

あとは、その上のところの「法令やその有権解釈等が、消費者の主張を補助する情報として使われるが、それを適用して紛争解決することが目的とされるわけではない。」云々のところだすね。そういうところは、現状の中でそういう形で実施しているところだす。

次にADRの現状について申し上げたいと思ひます。

資料5-3であります。ADRは、紛争解決委員会というものが国民センターの中に設置されております。委員は15名であります。特別委員があと35名あります。これらの委員・特別委員には守秘義務があり、職務上知ることのできた秘密を漏らし、また盗用してはならないという形になっております。これには、事務局体制として国センの職員が当たっているわけでありませぬ。そこに書いてありますように、管理職以外に常勤職員が6名、非常勤職員が10名であります。

その非常勤職員の内訳は、次のページをめくっていただきますと、2名が弁護士で、8名が消費生活専門相談員の資格を有している方でありませぬ。管理職を含む常勤職員のうち、5名が相談業務を経験した者であります。

この国民生活センターのADRの役割としましては、3ページの②で書いてあるところだす。手続きそのものは非公開であります。結果の概要の公表を行っております。合理的な理由なく手続きに応じないという事業者に対しましては事業者名の公表もしております。そして、ADRで合意した内容について履行しなかった場合については義務履行の勧告等を行っております。

戻っていただきまして、2ページで現状の「実績」を見ていただきますと、申請はこのように2011年度は150件ありまして、手続終了が3年目ということもありまして、申請を上回って179件になっております。和解成立が122件と、かなりの高い和解率を占めているとひます。

4ページにいていただきまして、「ADRの特徴」でありますけれども、まず何と申しても具体的な個別案件の紛争解決手続の特徴を有しているところだす。

そして、「事務局との業務」というものは2つ目のところにありますが、委員会の支援を行っているわけだす。事実の調査や関係書類等の収集、論点整理、当事者の意見聴取、和解案等の作成等を行っております。それから、あとは公表資料案の作成等、そういう業務をやっているというこ

とであります。

「紛争解決のスタンス」が重要です。基本的には消費者を後見的に支援するという立場に立っております。これは、衆参の内閣委員会の附帯決議の中に、「国民生活センターの役割に鑑み、消費者・事業者間の格差を踏まえつつ、消費者のために積極的に後見的役割を果たすこと。」ということがありますので、こういう立場でADRを運営しているということでもあります。

消費者問題の特性を踏まえる、あるいは個別紛争ということもありますので、過去の苦情の処理状況及び一般社会通念なども勘案して、法律も勿論ベースにしているわけではありますが、説得という形では迅速な解決をそのような形で行っているということでもあります。

そして、「独立性」ということがこのADRの紛争処理委員会では重要でありまして、法で委員会は独立してその職務を行うということになっております。

事務職員の人事権は理事長にあります。理事長が任命しますが、指揮命令は理事長ではなく委員長の指揮命令を受けております。そういう形で、国民生活センターの指揮命令ではなくて、この運営については委員長の指揮監督を受けて中立・公正な立場で局務を処理するということになっております。

今日、当日配布で配布した「独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会業務規程」がお手元に入っているかと思えます。これは内部規定ではありますが、その11条で、「事務局の職員は、センターの理事長が任命する」。ただ、「職員は、委員長の指揮監督を受ける」ということになっております。

それから、12条で委員会、委員、特別委員、仲介委員及び仲裁委員は、中立かつ公正な立場において独立した職務を行うということですが、その12条2項で、事務局長及び事務局の職員はこの手続きの実施に関しては「当該手続きを実施している仲介委員又は仲裁委員以外の何人からも命令又は指示を受けず、中立かつ公正な立場において、その職務を行う。」ということで、理事長である私自身も命令とか、そういう指示はこのADRの手続きに関する職務に関しては出すことができないという独立の関係にあるということでもあります。

「事業者の協力関係」でありますけれども、これは千差万別であります。ただ、公表ということがあるので、結構応じてきているというところでもあります。

特徴的なのは、地方の相談窓口に対して論点も含めた結果を報告していることです。何が問題かということも含めた報告をしております。そして、その他、ホームページ上では結果の概要の公表を行っているということでもあります。

以上のとおりでありまして、これらのことからして資料4に戻っていただきますと、資料4の1の③のところに書いてありますけれども、個別トラブルのアドバイス等々の関係で、やはり柔軟な対応というものが必要だということでもあります。そして、日常的な新規なものも生じていることも含めて柔軟な対応が必要だと考えております。

次に資料5-4を見ていただきますと、そこには注意喚起・要望についての概要を書かせていただいております。

注意喚起というのは、消費者、消費生活相談員に向けた情報提供であります。要望は、関係行政

機関、業界に向けたものであります。

「実施体制」といたしましては、財産事案では先ほどの相談を行っている相談情報部が引き続き行っております。それから、生命身体事案では商品テスト事案、危害・危険事案、両方とも商品テスト部が行っているということでもあります。

相談情報部の注意喚起や要望は、相談の業務等々もやりながら、またマニュアル等の作成もやりながら常勤職員でやっているということでもあります。

それから、商品テスト部は常勤職員 23 名おりますけれども、相談解決のための依頼テストをやりながらこれらの注意喚起も行っているということでもあります。

注意喚起につきまして重要なのは 2 ページの真ん中にありますけれども、「注意喚起の内容」です。相談事例の紹介、PIO-NET 情報のデータ分析と、問題点の指摘というものをしております。

とくに問題点の指摘が重要で、そこでは、主に以下の内容を記載しております。1 つは、事業者の問題性であります。それからもう一つは商品の問題性、それから法律所管官庁の解釈の紹介と法律の問題性、透き間、不十分なことでもあります。

この問題点の指摘の部分で、後で申し上げますが、他の省庁とか、あるいは消費者庁との関係でのやり取りという調整がありまして、その意見のやり取り、あるいは対立というものが生じてくるということでもあります。

それで、ちょっと時間がありませんので飛びますが、4 ページで「行政機関・業界との調整」ということでもありますけれども、消費者庁との間では、消費者庁には事前に注意喚起資料等を送付しております。必要に応じて、消費者庁は関係省庁に意見を照会しております。消費者庁は、参考として国民生活センターに意見を述べて、そこでの議論があるということでもあります。

それで、これは消費者庁設立前でもありますけれども、注意喚起資料における問題点等に関する記述の変更・削除、それから要望内容の変更・削除、公表の延期などを消費者庁・関係省庁が求めることはある。その調整を踏まえてやっているということでもあります。要望はあくまでも要望でありまして、その対応は行政機関の任意であるということでもあります。業界に対してもそうだとおっしゃっております。

続きまして、「国民生活センターの消費者・消費者団体支援の現状」について申し上げます。資料 5-6 を見ていただきますと、「消費者に対する情報提供」としましては先ほど申し上げた注意喚起、それからホームページによる提供を行っております。高齢者、障害者にも配慮したホームページ運営を実施しております。

「出版物等」としては、「国民生活」は現在は Web 版で配信しております。それから、「くらしの豆知識」を生活小冊子として発行しております。Web 版「国民生活」では、消費生活センターには印刷物として配布をさせていただいております。

それから、「メールマガジン・リーフレット」もこのように出しております。

それから、「消費者問題出前講座」ということで、出前講座は年に 1,000 回程度、実施しているところであります。

「消費者団体に対する支援」としましては、「全国消費者フォーラムの開催」、あるいは情報提供

ですね。これは適格消費者団体ですけれども、あとは懇談会等を開いて実施しているということでもあります。

ただ、これではまだまだ十分ではないという認識を持っておりまして、消費者市民社会への対応、それからその他の対応についてさらなる支援をしていきたいと思っているところであります。

最後に「親しみ」のところですが、資料5-7を見ていただきますと、これは従前から言われていることでありますけれども、国民生活センターを知っている人の割合は約7割ある。好感・信頼度、認知度も非常に高いところであります。

それから、資料5-7-2を見ていただきます。次をめくっていただきますと、マスコミへの露出と言うんですか、取材も非常に多いというところであります。

資料4に戻っていただきますと、最後のところにこの当センターの良さというのはどこに源があるのかということについてであります。幾つかあると考えておりますが、40年以上積み重ねた歴史があるということ。消費者被害と直接に接しているということ。全国の消費生活センター及び相談員との情報交換などの交流を日常的に行っているということ。アドバイス、紛争解決、注意喚起等の柔軟性・迅速性を保持しているということ。それから、映像を工夫したような積極的な広報があるということです。

それから、更にここには記載していませんでしたけれども、相談や商品テストを経験した現場や、あるいは地方のセンターの実情を知る者がそのまま幹部となっていくキャリアパスがあるということや、あるいは消費者行政にずっと関与している人たちの集団であるということ。そういうところが、「消費者に親しみのある国民生活センターの良さ」ということかと考えております。

長くなりましたが、以上です。

○大森座長 それでは、補足的に参事官からお願いします。

○服部参事官 まず、資料5-2につきまして若干補足をさせていただきたいと思えます。

5ページ目を見ていただければと思います。これは「相談業務の実績」、時系列のものでございます。前回、直接相談につきまして御議論がございましたので参考になるかと思ひまして御説明させていただきます。

これまでのいわゆる直接相談でございますが、これは上から2段目で年に4,000~5,000件程度でございました。それで、廃止されておりますけれども、これに代わり得るものが現状ではその下の平日バックアップ相談、それから1つ飛びまして各種の110番といったいわば直接的な相談でございます。

平日バックアップ相談は、ホットラインが繋がらないときに国民生活センターの電話番号が案内されまして、相談者が国民生活センターに電話をかけていただくというものでございます。いわば地方支援の位置づけの中で行っております直接相談と言えるのではないかと考えております。

月ごとの件数の推移を見ますと、これは1ページおめぐりいただけますでしょうか。6ページでございます。2011年6月は19件でございましたが、月を重ねるごとに増えておりまして、大体月に250件程度になっております。これは、年換算いたしますと3,000件程度となります。したがって、直接相談を廃止する以前の水準、また前のページを見ていただきますと4,000~5,000でござ

いますので、増加傾向がある中でそれに近くなってきております。

更に、直接的な相談として上から4段目の土日祝日相談というものがございます。この数字は、2011年度に9,000件近くございます。今後、規模をどうするかは別といたしまして、現在は委託ということでございますが、自前の事業としてある程度実施するとしたら国民生活センターのセンサー機能は果たせるのではないかと考えられます。したがって、これらの直接的な相談は地方支援の位置づけの下で以前の直接相談実施時と同様のセンサー機能というものが果たせるだけの水準、ボリュームを確保しつつあるのではないかと考えております。

次に資料5-5、懸念について、また、それに対する考え方を御説明させていただきたいと思っております。この資料でございますが、一番左に「分野」、「相談(あっせん)・ADR」と書いておりますが、このほかに注意喚起、それから制度の改善要望機能、各機能の一体性、4つの分野で整理をしております。

それから、真ん中が「検証会議、検討会で示された国移行時の懸念」、これは全部で15挙げさせていただいております。まだまだこのほかに違う分野、それから異なる懸念が種々あろうかと思いません。是非、御議論を広げていただければと存じます。この資料は、その一助になればということで作成させていただいたものでございます。

それから、右側は「検討会で示された考え方・対応策等」でございます。このほかにさまざまな考え方、対応策はあろうかと思えます。こちらの方も是非、議論を広げていただければと考えております。

それから、各懸念の文章の最後に「ヒアリング」ですとか「委員」とか、こういう記述をさせていただいております。これは、一番下のところの「凡例」を見ていただければと思います。

「委員」というものについては「本検討会において委員より示された懸念」、「ヒアリング」は「本検討会で実施した有識者ヒアリングにおいて示された」もの、「検証会議」は検証会議で示された懸念でございます。

「消費者庁」は、第5回検討会によるものでございます。「山本委員資料」は、第5回検討会資料に基づく山本委員の御説明によるものでございます。「畠中委員資料」は、第6回検討会資料に基づく畠中委員の御説明によるものでございます。

まず1点目の懸念でございますが、国の行政機関で相談(あっせん)、ADRを行うことがそもそもできるのかというものでございます。

右側でございますが、ここでは「行政機関・行政法人による相談(あっせん)、ADRの例」を記させていただいております。

また、「行政の「民事不介入」を「原則」とする考え方は、学説上も克服されている」という御指摘もございました。

それから左側、自治体とは異なり「国の行政機関が法執行を実施しながら相談(あっせん)を行うことはできないのではないか」というものでございます。これにつきましては、「法執行と相談(あっせん)の関係を考えるに当たり、国と地方公共団体に本質的な違いはない」という御指摘もございました。

次のページを見ていただけますでしょうか。懸念といたしまして3つ書かせていただいております。「法執行部署との関係で、柔軟な解決ができなくなるのではないか」。仮に「移行先が消費者庁の場合、他省庁が所管している法律については他省庁と調整しなければならないのではないか」。「国の行政機関が、消費者と事業者間に立って、中立的・公正的な立場でトラブル解決ができるのか」というものでございます。

まず、このうち柔軟性に関しましては、和解の仲介の場合、「より消費者に有利な合意は妨げられない」。「事実認定および事実の当該法令への当てはめに関して残る不明確な部分(いわばグレーゾーン)について、簡易迅速に両当事者が納得する解決を探ることになる」。仲裁は、「特定当事者間の個別の民事紛争を解決する目的の手續」である。こういったような御指摘、御意見がございました。

次に、有権解釈に関連してでございますが、「相談・あっせんに際し、有権解釈は消費者の主張を補助する情報として使われるが、それに当てはめて紛争解決をすることが目的とされているわけではない」。有権解釈は、「当事者間の合意の成立や、個別の民事紛争の解決を目的とする相談等を拘束することはない」。

また、中立性・公正性に関連いたしまして、「個別紛争解決手続で示される法令の解釈は、一般的な有権解釈とは性格が異なるが、實際上、両者を明確に区別するためには、それぞれの解釈を示す組織ないし機関を分けることが望ましい」。

「相談やADRを実効的に機能させるためには、相談・あっせんやADRを担当する機関・組織は、他の行政機関から指揮監督を受けないとする工夫が考えられる」。

「相談やADRの手續きの独立性が社会全体からも見えるように、ある職務の執行の独立性を法的に定めるなどの法制度を超えたアピールの工夫が考えられる。」といった御指摘、御意見がございました。

次のページでございますが、「相談・ADRにより得られた情報を行政処分・行政指導の根拠にすると、むしろ紛争当事者から相談・ADRへの協力を得にくくなる」のではないかとございます。

これにつきましては、「リソースをもつ行政機関が相談・ADRの主体となることにより、紛争当事者が相談・ADRに協力する可能性が高まる」。

相談で得られた「情報を根拠にしてADR、行政処分等を行うことは制限される」。相談やADRに関与した職員が「行政処分に関与することを制限する制度も考えられる。」といったものでございます。

それから、「あっせんの判断が、事業者から所管省庁による有権解釈や行政指導と捉えられられるのではないか」というものでございます。

行政指導とは、行政機関がその任務または所掌事務の範囲において一定の行政目的を実現するために行うものでございますが、特定主体間の民事紛争の解決はここで言います行政目的とは異なるのではないか。「相談・ADRにおける紛争当事者への要求と行政指導とは行為そのものとして明確に区別できないので、両者を所掌する機関・組織を明確に区別することが望ましい」。

最後でございますが、仮に「移行先が消費者庁の場合、消費者庁所管法以外のトラブルを扱うことができるのか」。これにつきましては、設置法の関係部分を記させていただいております。

次のページでございます。「地方消費生活センターに消費生活相談緊急情報」、ここでも議論がございましたが、マル急、「相談処理マニュアル、ADRにおける解決指針などを提供できるか」という懸念でございます。これについては、まだ考え方は見当たりませんでした。

それから「注意喚起」でございますが、「消費者庁や関係省庁と調整することにより、注意喚起が遅れるのではないか」。

これにつきましては、「手口公表」は国民生活センター内の決裁で機動的に行うことが考えられる。「試行」においては、早期の情報共有等により、「所要日数を大幅に短縮している」との説明がございました。

それから、「消費者庁にとって都合がよくない記載を削除した例があり、注意喚起の内容が不十分なものになるのではないか」ということでございますが、これも同様に「センター内の決裁で機動的に行うことが考えられる」ということでございます。

それから、「制度の改善要望機能」です。「国に移行すると、要望しにくくなるのではないか」、「内容が消極的にならないか」というところでございますが、「試行」において「消費者政策検討会議を開催し、制度改正などについて検討している」とのお話がございました。

それから、これは次回の議論でございますが、「各機能の「一体性」」でございます。「ADRを分離することにより、国民生活センター業務の一体的な推進ができなくなる」。「ADR機能を他機能と分離した場合、各機能との一体性・相互補完性に支障があるのではないか」という点に関しまして、「現在センターが実施している事務を全て施設等機関で実施することが適当かどうかは議論がありうる」。「相談とADRは機能として連続しているが、機関・組織を分けることが望ましい」。国民生活センターでは、「紛争解決委員会という独立の組織が担当する」という御指摘がございました。

御参考になりましたら幸いです。

○大森座長 相当大部なものでありますので、本日この次までいけるかどうかわかりませんが、とりあえずやってみまして、どうしても時間切れになったら次に回すということにいたしましょう。余り御慮慮なさらずに今、理事長から御報告がございまして、実際には現在のセンターがやっている機能はきちんとやれ、きちんと動かせという趣旨が閣議決定で決まっています、閣議決定の前の大臣の記者会見ですか。

○服部参事官 はい。資料5-1です。

○大森座長 これは変な聞き方ですが、生きているんですね。この大臣じゃないでしょう。前の大臣がこれを言っているのです、これを基にして閣議決定なされたんでしょうか。

○服部参事官 さようでございます。

○大森座長 だから、そういう意味で生きているということですね。

では、これを前提にして、そうするとこのアンダーラインですけれども、「国民生活センターの各機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていくこととする。」と、これが生きている。そういうことを含めて、理事長さんの御説明と若干補足説明が

ございましたので、どなたからでも結構です。自由にいろいろどうぞ。

○中村委員 最初にちょっと質問をしたいのですが、記憶に新しいところで、先ほどの資料5-5で整理していただいたのはいいんですけども、昨年6月10日に消費者委員会でもいろいろな懸念を整理されていたものがあります。あの辺も合わせて本当は並べておいていただいた方が理解しやすいんじゃないか。今までの議論経過が反映できるのではないかと思います。

それは意見ですが、資料5-2で先ほど相談業務で直接相談の件数の比較のページがありました。5ページ辺りでしょうか。ここでちょっと疑問に思うのは、相談件数が増えたと数字が出てくるけれども、私どもは弁護士会で110番などをやるときに、この電話回線を何回線引くかによってえらく数字が違ってきます。もし1回線だけでやればそんなに受けられない。鳴りっ放しであきらめて皆、相談してなくなるという現象が生じるわけです。

ですから、これを整理されたときにはこの件数は何回線で受けたものか。それをそれぞれ書いていただきたいんです。そうしないと、昔のレベルに戻りましたと言われても、ひょっとしたらそれは電話回線が何倍にもなっているんじゃないかとか言われてしまうので、そこは正確に書かれた方がこういう数値を比較するときには必要かと思います。

特に土曜祝日相談で、2009年と2010年は3倍くらいに増えているのですが、この原因が何なのかもよくわからない。開始の時期が遅かったとか、制度の周知徹底が遅れたとか、いろいろあるでしょうけれども、回線も影響しているのではないかと思いますので、できたらそれを教えてもらいたいと思います。

○大森座長 回線数はすぐにわかりますか。ちょっと教えてください。

○野々山国民生活センター理事長 平日バックアップ相談は、2回線であります。

直接相談は2回線であります。

それから、土日祝日相談は初年度が少ないのは1月16日スタートだからであります。この回線は20回線であります。

○大森座長 今回の回線のことはよろしいですか。

○中村委員 はい。それで、もう一つ質問があるんですけども、資料5-4で改善要望した後の要望への関係省庁の対応は任意、事業者の対応も任意だと4ページに書かれていますが、消費者委員会が建議したことに対してこういう立法化として結実しているとかという報告があったんですけども、国センがせっかく出された要望に対して、その結果どうなったのか。何か改善されたのか。それとも、されなかったのか。そういう辺りの整理も是非一度教えていただきたいのです。

これからこういうところが今、国センでやっていてこういう実績だ。これがもし国に移行したらどうなるかという実証的な比較もできると思うので、改善要望の実績のデータのようなものも是非いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大森座長 ついでだから、私も質問があるんですけども、いいですか。

資料5-7で認知度、信頼度ですけども、下の段を見ると国民生活センターは第3位なんですね。私が見たいのは1位と2位なんですけれども、どこと近いんでしょうか。

○野々山国民生活センター理事長 認知度は1位が造幣局で2位が大学入試センター、3位が国民

生活センターです。

好感・信頼感は1位が造幣局、2位が国立美術館で、3位が国民生活センターと、同率で JAXA です。

役立ち感は、1位が造幣局で、2位が国民生活センターという結果であります。

○大森座長 今度、造幣局はどうなるんですか。国の方に動くんですか。

○服部参事官 行政執行法人の方に入ると聞いております。

○大森座長 皮肉っぽく言うと、こんなに信頼度も好感度も高かったら国民生活センターはこのまま置いておけばいいじゃないですか。これは、このまま置いておくというふうにも読めますね。わざわざ動かさないで、こんなに国民に親しみを持ってもらっていて、知られていて信頼度も高かったら、これは立派な仕事をやっていることになるので、何で動かすのか。普通に思うとそう見えるんですけども、そういう議論はなかったんですか。

しろと言っているんじゃないけれども、この信頼度の高さは大変なものですよ。ということは、逆に言うところの好感度と信頼度を崩すような改革はよくないということになりますね。そういうふうには読めるということでしょうか。

○中村委員 昨年の消費者委員会の指摘もまさにそうなんです。

○大森座長 御質問をどうぞ。

○畠中委員 国民生活センターの野々山理事長から大変詳細な資料と御説明で、どういう機能を果たされているのかはよくわかりました。

それで、1点お尋ねいたします。最初の資料5-1のところですね。今、座長も取り上げられました政務三役の決定の中で、「国民生活センターの各機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ」云々と書いてあります。私の疑問は、それと閣議決定との関係ですね。閣議決定は、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し」と書いてあります。政務三役の決定と閣議決定とを比較して、どう読んだらいいかというのがちょっとよくわからない。

もう一点は、国民生活センターの見直しが何回か行われて、私はその経緯について余り承知しておりませんでしたので、とりあえず過去の新聞をひも解いてみました。そうすると、なぜ「国に移管」という閣議決定になったのか、ということについて、これは新聞ですから間違っていたら改めて御指摘いただければいいんですけども、要するに、国民生活センターでは商品テストをやっておられる、それは、「経済産業省所管の製品評価技術基盤機構（N I T E）や農林水産省所管の農林水産消費安全技術センター（F A M I C）が行う調査と重複している」と新聞記事に書いてありました。

それから、消費者問題に詳しい弁護士とありますが、「テスト機関はそれぞれあってもいいが、連携しながら効率的に対処できる体制が必要だ。情報の収集や提供、注意喚起は消費者庁と国民生活センターが別々に行っているが、一元化した方がいいと指摘する。」と新聞に書いてありました。

（平成22年12月27日読売新聞）

実際にこういうふうに指摘されたかどうか、私は知りません。しかし、新聞はこう書いているということですね。

そうすると、「国に移管というふうに閣議決定したのは、要するに一部重複があるんじゃないか、ということもあったのではないかと考えられるんです。それで、今回、仮に消費者庁に一元化する、移管するとなつて、消費者庁の今の業務と重複があるとすればどうするおつもりなのか、ということを知りたい。政務三役の決定を踏まえてどうするおつもりなのか。そこはどう考えておられるのか、ということを知りたい。それがはっきりしないと、移行の在り方というものの答えが出ないんじゃないかと思います。

○大森座長 これは、御関係の方々から御発言いただきましょうか。

○野々山国民生活センター理事長 私の理解ですけれども、この資料5-1と閣議決定との関係は、閣議決定の中の効率化あるいは機能強化、そうした機能強化の中身の一つがこれであると理解をしております。それが1点です。

○畠中委員 では、要するに「全てを維持し、基本的に一体性を確保し」ということで、すべてを移す措置は効率化になるんですか。

○野々山国民生活センター理事長 それも検討してもらわなければいけないかもしれませんが、一つの中身として読み方としては先程のとおりです。私としては、効率化を機能と一体性を維持としても、はかれると考えています。消費者庁との関係では、前回か前々回に申し上げましたけれども、例えば相談の機能ということにおいては先ほど申し上げた越境トラブルの関係は消費者庁がやっている。その他、国内の関係では国民生活センターがやっているということで、業務は別々ですけれども、相談という機能では同一の面がある。こういうものを整理して効率化していくということは必要だと思っております。

それから、研修などでもそれぞれ本課職員の方と相談員の方との関係もある。それから、今後消費者教育という概念が出てきますが、それをどうしていくかということについても、それは調整が要るだろう。そういうことが別組織でなく一緒になれば、それは効率化という形につながってくるというふうに考えてはいます。

それから、NITE、FAMIC との関係につきましては、これは業務が重複しているとは考えておりません。目的が全く違う。ただ、連携は今しております。それぞれ得意分野がありますので、私どものところにくるいろいろな相談、依頼のテストなどについて NITE 等と連携をしながらそこでやってもらうとか、そういうことは現在やっておりますして効率化を図っているということでもあります。

○大森座長 事務方は、今のこの2つの解釈はいいですか。

○服部参事官 閣議決定のベースになっているものがこちらの資料5-1でございまして、相互に矛盾はございません。

○大森座長 でも、5-1の方では効率化なんて言っていないんじゃないですか。機能強化なんです。全部丸ごと一括して動かして機能は強化しろとしか書いていなくて、効率化なんか言っていない。

ただし、「なお」があるんでしょうか。深刻な財政状況。

○服部参事官 補足させていただきますと、資料として御用意していないので大変恐縮なのでございますが、以前お配りした資料の中にございます。

第1回目の資料の、資料3-5です。これは検証会議の中間取りまとめですけれども、見直しにおいて踏まえるべき視点ということで、国民生活センターの各機能を強化する観点から効率的に体制整備を行うことと記されております。資料5-1の2.のところにも書いておりますけれども、この中間取りまとめを受けてこういうこととするということでございまして、ベースとして効率化という観点は踏まえてきておるということでございます。

○福嶋消費者庁長官 今の点ですけれども、機能強化をしていくというときに今の時代、消費者行政全体の財源をどんどん増やしていくということはいずれにせよ難しいですので、同じことをやるにも効率化をしていくことによって機能強化につなげていけるという理解をしています。

それから、先ほどの論点ですけれども、機能が重複しているか、していないか、随分意見が分かれて議論にもなりました。ただ、これは見方が違っていて、そう言っていることは違わないということが私はあったように思うのです。

つまり、理事長からもありましたけれども、地方消費者行政の支援というのは消費者庁もやっているし、国民生活センターもやっています。だから、そこで重複があるというふうに言っているのですけれども、だからと言って全く同じことをやっているわけではなくて、研修にしても消費者庁は法執行のところを中心に研修をやっている。相談員さんの研修は国民生活センターがやっている。そのやっていることは別々で、同じことをやっているわけではないのですが、地方消費者行政の支援ですとか、研修ですとか、そういった機能としてはダブっている。だから、そこをむしろ一緒にしてやった方が、より機能的、効率的にかつ強化できるのではないかというような発想がベースだったと思っております。

○大森座長 そういう御回答ですけれども、今の件はよろしいですか。

○畠中委員 よくわかりました。

○大森座長 では、ほかの論点をどうぞ。

○阿南委員 私は、資料1の論点のまとめのところの3ページからの今の国民生活センターの具体的な在り方について、表現の仕方も含めて具体的な提案ができなくて申し訳ないんですけれども、整理をした方がいいと思います。

この「課題」にあります、「基本的に一体性を確保しつつ」ということは、これは閣議決定もされていることですので、いまさらテーマとする必要はなくて、更にそれを踏まえて機能を強化するためにどうしたらいいのかという角度が必要だと思うのです。先ほど認知度と信頼度の調査結果がありましたけれども、実は2008年に行われた内閣府の調査によりますと、国民生活センターよりも地方消費者センターの認知度と信頼度の方が高いんです。

そうしますと、国民生活センターの機能強化を考える際には、国民生活センターの基本的な機能というのは一体何なんだというところをはっきりさせることが必要だと思います。それは、地方消費者行政をバックアップするということでしょうか、支援をしていくというのが第一の基本的な機能で、あとは情報センター的な機能、情報収集と分析と情報発信という機能、私はこれが国民生活センターの2大機能だと思います。ですから、それをどうやって充実させ拡充していくのかという観点でここは展開されるべきだと思います。

ここで言いますと、(3) はいいですね。「機能の一層の「充実」」ということなので、基本的な機能の実現というところを考えると、まずは地方支援機能というものをどうやって充実させていくかということと、情報収集、分析、発信機能というものをどう充実させていくのかということ、2本柱で展開していった方がいいのではないかと思います。

○大森座長 まず、消費者庁もセンターも出先がないんですね。そうすると、都道府県とか主とした市の地方自治体の消費者行政と連携というか、結びつく以外にはそこからそういう情報は入ってこられないんです。手足になる出先を持っていないということです。その意味で言えば、この領域は明らかに国と自治体で連携して協力する以外にないんです。

ただし、今までの議論も今の御発言もそうですけれども、専ら国民生活センターが地方を支援しろと言っているんです。都道府県もやるべきなんです。さっきの基金も、本当は国だけで基金を積まないで都道府県も一部供出してやるべきなんです。自治体はなぜ国ばかりに依存するんですか。知事さんの姿勢が明確じゃないから、いつまでたっても国が体系だって言い続けるということになる。

国民生活センターも消費者庁も都道府県、自治体とつながることは重要なんですが、自治体の側の対応も基本的に言えばきちんとやってくれなきゃいけないんです。基金なんて両方で積むべきだと私は思います。

ところが、その議論をすると、今度は自治体側はそんなことは義務じゃないから余ったらやりませうという話なんでしょう。ここがずっと堂々めぐりしているんです。今日出ているような、東京とか幾つかの自治体はそういうふうなことが伝統になっているからやっているんですけれども、それ以外のところは一般的に言うと実はあてにならない。だから、一生懸命センターも支援しろ、支援しろと言うんです。いつまで支援し続けるんですか。もうちょっと自治体の側もきちんと対応を整えるような話でないといけないんじゃないですかということも出てきますでしょう。

○阿南委員 そうですね。ですから、先生のおっしゃるそういうことも全体として消費者行政の体制を強化するのだと言っているわけですから、そこに国民生活センターの一体的な機能、基本的な機能がどう関わっていくべきか。関与してそれを発揮していくべきかが語られ方がいいのではないかと思います。

○大森座長 どうぞ、いろいろな御意見を出していただきましょう。

○橋本委員 質問なのですが、資料5-5の4ページの上で、私も日ごろこのマル急というのは非常にお世話になる内容なんですけれども、「ADRにおける解決指針などを提供できるか」とあるのですが、この部分は国民生活センターが国に移行した場合、こういったことができなくなるという意味で書いてあるのでしょうか。その辺は、どういうことでここが出てきたのか知りたいと思います。

あとは、正式名称は忘れたのですが、PIO-NETの中に早期警戒指標というものがあると思うんですけれども、それについては今後はこういった中には含まれないと考えていいのでしょうか。資料を見たのですが、それに関する記述がなかったものですから、そのところが質問です。

○大森座長 この空白は、この検討会でこれに関係する議論がなかったというわけでしょう。だから、橋本さんから何か言ってくるとこの中が埋まりますが。

○橋本委員 それで、国に移行した場合、この見方だとかこういったマル急とか相談処理マニュアルというのは地方センターには提供できなくなる懸念があるのでしょうか。

○野々山国民生活センター理事長 懸念は委員の皆さんからは当然ありますけれども、私としてはこれはたとえ国へ移管した場合でも提供されなくてはならないと考えております。

○橋本委員 ただ、その法制度とか個人情報とか、そういうようなところでそういう懸念があるという意味なのでしょうか。これは絶対私も是非提供はしていただかないと困っているのですが、その在り方、どこに国民生活センターが位置づけられるとこういうことができなくなる懸念があるのかということを知りたかったんです。

○丹野委員 今のここの部分で、「委員」と書いてあるのは私の発言です。

私が1回目のときに国民生活センターに対してフリーにお話をしたときに、国民生活センターがやっている機能というのはいろいろあります。国民生活センターが地方支援と言っている中でいろいろな機能があるんだけど、その中で例えば、いわゆるマル急というものを表に出して言ったのは初めてで、PIO-NETの中にはそういう行政フォーラムがあって、その中にいろいろな一般人に公開していない、公開しないことに価値がある情報があるんです。

そういうように、本当にかゆいところに手が届くような支援を今はしているんだけど、それが本当に国にいったらできるんですかという疑問形でぶつけたのが多分ここに出てきたんです。

その疑問に対してのお答えはまだありませんが、それで、当然されるべきでなければ、それはおかしいという伏線で申し上げたつもりでいます。

○大森座長 今の理事長の御発言の、しなければいけないということは同時にできるという意味ですね。

○野々山国民生活センター理事長 やり方によって、できると思っています。

○大森座長 しなければいけないと同時に、できるということですね。

では、どうぞ。

○丹野委員 先ほど来、国民生活センターの地方支援ということはずっと皆さんおっしゃっていて、私も全く異論はありません。

ただ、国民生活センターと地方の消費生活センターというのはある意味、相互に情報提供をしている関係にあるんです。だから、確かに地方の消費者センターは情報がないときは国民生活センターに自分でPIO-NETでつながっているとか、電話でいろいろなことを聞きますけれども、それと同時に国民生活センターに情報を提供して国民生活センターに情報集約してもらっているという部分があります。

そういう意味では、地方の消費者センターが一方向的に国民生活センターにおんぶにだっこしているのではなく、地方の消費者センターも自立して情報を提供しているという視点は皆さんに忘れていただきたいと思います。

○山本座長代理 4ページの今の点ですけれども、法的に言うと恐らく2つの問題があって、ただ、いずれも結論としては問題ないと思います。

1つは、国が地方公共団体に対して情報を提供する。あるいは、逆に地方公共団体が国に対して

情報提供することに何か法的な制約があるかということだと思いますが、基本的にはそれはないのではないかと。国が地方公共団体に対して情報を提供する場合には、地方自治法の規定が適用されることにはなりますけれども、必要な情報であれば当然提供ができる。技術的な助言という形でそれは可能であろうと思います。

それから、2つ目で先ほどちょっと話が出ました個人情報の扱い、あるいは情報公開との関係ですけれども、既に独立行政法人であっても情報公開とか個人情報の扱いに関しては国とほぼ同じ規律がかかっていますので、国の機関に移行することによって個人情報の扱い、あるいは情報公開法上の扱いが変わることはないのではないかと思います。

ですから、実態として結局問題になるとすれば、そもそもの相談とかADRを独立した自律的な機能として国民生活センターがきちんと担えるかというほかのところでも論じられている問題と、それから技術的には専決ですね。実際には決定をどこで行うかという辺りが問題になるかだと思いますけれども、提供できないということはないと思います。

○大森座長 技術的に助言できるということですね。

○野々山国民生活センター理事長 先ほどの質問の中で、パイオアラートというんですけれども、その関係のことがありましたので、そのことを付言しておきます。これも、ここに記載してある情報と同じ取扱いとなります。載っていないだけだという理解をしていただければと思います。それだけ除外されるという趣旨ではないと理解しています。

○大森座長 済みません。私の不手際ですけれども、資料3-3を足立さんから発言してもらおうという準備をお願いしているんだそうです。今日は議論できませんが、しかしせっかくですので足立さんに御発言いただいて今日は終わるということですのでよろしいでしょうか。済みませんが、時計を見ながら説明をお願いします。

○足立委員 ありがとうございます。それでは、資料を用意しました。資料3-3です。

私がいただきましたテーマは、論点整理の中のⅢ. 1 (3) の国へ移行する国民生活センターの「機能の一層の「充実」をどのようにして実現するか」という命題につきましてです。

まず「相談・あっせん・ADR」に関しましては、直接に相談を受ける窓口の維持・充実が必要ではないかと考えております。これは、従来の直接相談をそのまま維持しようというのではなくて、直接消費者の相談を受けることが国民生活センターの機能を動かす原動力だということを確認したいというような意味合いのものです。現在実施されております、先ほども報告のありましたバックアップ相談につきましても、名目上は地方の支援ということが目的にされていると伺っておりますけれども、この考え方でいつまでバックアップ相談を続けられるのか。例えば、近い将来に廃止というような決定が下されるかもしれないというようなことまで危惧をしております。

消費者行政を進めるに当たりまして、消費者被害の現状を知るという機能を持つことが不可欠な要素であるということ、この検討会でも確認をしていただきたいという趣旨でこの表現を使いました。

また、バックアップ相談の現状とは別に、地方とのパイプをより広くし、地方を情報収集の拠点に位置づけるということも重要ではないかと考えております。

相談に関する「地方支援」につきましては、相談員の助言や調査協力、特に関係省庁からの情報収集等の支援をいただきたいと考えておりますし、共同処理あるいは移送の拡充による支援なども望まれるところで。

また、地方ブロック単位での研修実施など、職員、相談員の資質向上のための取組みもより一層強化する必要があると考えております。

更には相談を待つ被害の回復に当たるということだけではなくて、全国規模での相談の掘り起こしを地方との連携の下で実施するというのも効果の高い施策だと考えております。

国民生活センターでは先ほども御紹介がありましたが、「悪質“出会い系サイト”被害 110 番」を平成 23 年に、また「美容医療・契約トラブル 110 番」を平成 24 年に実施されましたけれども、残念ながら地方との連携がこの中では十分ではなかっただろうと思っております。

今後は、地方のセンターと共同で全国規模での 110 番を実施したり、あるいは相談にとどまらず被害回復のために地方との共同の対応、あるいは必要に応じて訴訟とか告発まで視野に入れた、より効果の高い施策として実施する必要があると考えております。

2 点目の「情報収集・発信」の機能につきましては、まず財産分野を含む事故情報を国民生活センターに集約するというのも考えられるのではないかと思います。ただし、現在実施されております収集制度の中では、各機関に情報収集制度に関する趣旨が十分徹底されていないと思われまして、従いまして、通知すべき事故情報の内容あるいは所管省庁としての責任なども再検討すべきだと思います。

また、消費者安全調査委員会・消費者委員会との役割分担につきましても、現状を踏まえて再検証が必要ではないかと思っております。

更には、消費者向けの事故情報の発信につきましては、国民生活センターに一元化するというのも考えられます。更に進めれば、情報収集の機能を向上させるために消費者安全法 14 条に基づく事業者等への調査の協力要請、あるいは 15 条にあります公表の機能などを国センが果たすことも可能ではないかと考えております。

次に、地方の消費者センター、消費生活センターへの情報発信の一元化につきましても十分な配慮が必要だと思っております。これは、地方で情報を受ける窓口といいますと、いわゆる本課と、センターの最大 2 つであるということです。更に、この 2 つはリンクしているということを考えますと、是非とも国から発信される情報につきましては国民生活センターを含めて国としての情報共有を図っていただきたいと思います。

また、この中には記入しませんでしたけれども、テスト機能につきましてもほとんどの地方で実施されていないという状況がございますので、継続して実施をされること。更には、消費者安全調査委員会との役割分担についてまだまだ我々としても十分に理解できないところもありますので、これらを含めてテスト機能の在り方については更に検討が必要だと思っております。

2 番目のテーマの「国への移行をどのように「消費者行政全体の体制強化」につなげるか」という点についてですが、体制強化は消費者庁や消費者委員会だけではなくて、すべての省庁において消費者の視点を持つことに目標を置くべきだろうと思っております。つまり、行政のパラダイムの転換が

必要であり、国民生活センターの国への移行を原動力、きっかけといいますか、それにすべきだと思っています。

そのためには、まず職員の意識改革を目指した国民生活センター職員との人事交流が不可欠であり、またこれにつきましては幅広い分野で、あるいは政策決定権限を与えるような形で行われることが必要であると思っています。

これらの結果、国の職員さんにつきましては消費者の現状を知るということに人事当局の重点が置かれるべきだと思っています。具体的には、消費者に情報が知らされず、安全が確保されていない。あるいは、教育の機会の提供が不足し、被害が拡大している。被害の救済体制が不十分。企業中心の経済構造が自主的合理的な選択を阻害している。という消費者の現状を、国の機関として幅広い方々に御理解いただきたいと思います。

更に具体的に言えば、例えば国民生活センターの職員の配置も人事交流としてですが、事故調査の担当になるとか、あるいは消費者委員会事務局の担当者になるとか、場合によっては法執行の担当になることも含めて、幅広い分野で国民生活センターの技能が活かされるような人事配置を是非ともお願いしたいと思っています。

また、国民生活センターの職員さんにとっても、政策決定のノウハウを学ぶということで政策提言の内容の充実を図ることができるのではないかと思います。

ただ、職員の人事配置が結果的に分散という形になれば、これが国民生活センターとしての機能分散につながって、特に国民生活センターの情報発信のコア部分になる「相談を分析して注意喚起や省庁に改善要望する」という機能がなくならないように十分な配慮が必要ですし、例えば国民生活センターに情報分析室などをつくって相談の分析、あるいは自ら聞いた相談の分析だけではなく、他省庁の施策を分析し、政策提案をするというような機能を明確にするなどの対応も考えられるのではないかと思います。

これらにつきましては、先ほど申し上げた事故情報の集約・分析と合わせて検討する必要があると思います。

それから、2番目に「被害把握から政策決定までの迅速化を図る」ということですが、まず国民生活センターが把握した情報の国の内部での共有を迅速化することで、国の機関として被害事実とともに原因と政策課題を把握できればいいと思いますし、この結果、被害発生当初から関係省庁に情報提供するということが可能になり、迅速な法執行や政策立案に活かすこともできるのではないかと思います。

また、国民生活センターとしても関係省庁の法律や施策の情報を共有するということが、国の関係省庁からの情報を従来よりも迅速かつ詳細に把握できるというメリットもあると思います。言い換えれば、「情報を与えられる立場」であった者から「自ら情報を得る立場」へと変わることによって、関係省庁の施策の課題を分析し、改善提案につながるのではないかと。また、こうした改善提案を行うことによって、結果的に関係省庁のパラダイムの転換に活かすことができるとも思っています。

ただ、これを関係省庁の監視というふうに見れば、消費者委員会の職務とも考えられます

ので調整が必要かと思えます。

地方との連携の強化につきましては繰り返しになりますので、我々としてはより一層、国、国民生活センターとの連携体制を強化して、それを目に見える形で作っていく必要があると思っております。

更に、先ほどから御提案もありましたけれども、消費者教育の拠点をつくるということも必要だと思います。消費者教育推進法の動向に私どもとしても大変注目しておりますけれども、所管庁もよくわからないという状況ですので、是非国民生活センターの国への移行を踏まえまして、この機に所管庁となる必要があるのではないかと考えておりますし、その後は消費者リーダーの育成、消費者団体の支援、あるいは行政職員や教職員の研修、例えば免許更新研修とか、職員の採用試験で消費者問題を取り上げるなどの工夫も可能ではないかと思えますし、企業向けの研修としまして単に法律を守るというコンプライアンスからCSRに移行させるような企業向けの研修も更に充実を図る必要があるのではないかと考えております。以上です。

○大森座長 それでは、次回にこの足立さんが用意してくださっている御報告について議論をし、残っている部分が各機能の一体性の話と、それから組織形態のことですので、今回はそれを含めて検討いたしたいと思っております。

事務局から、次回についてお願いします。

○浅田参事官 本日も、御苦勞様でございました。

次回の会議でございますけれども、6月11日月曜日の朝9時半からということで予定させていただいております。

会場については消費者委員会の会議室でお願いいたします。本日は、どうも御苦勞様でございました。

○中村委員 消費者庁事務局に聞きたいのですが、今の足立さんのペーパーの中に消費者安全調査委員会の話が出てきたんですけども、立法側の動向は今どうなっているのか。国会はどうなっているのか。今後いつごろこれが通りそうなのか。そこはやはり今後国センの議論をするときに商品テストとの関係で非常に微妙なところがあるので、是非今の国会状況を教えてください。

○川口審議官 消費者安全法の改正法案というのについて、2月14日に閣議決定をして国会に提出しておりますが、その中にいわゆる消費者事故調と言われております消費者安全調査委員会というものがある。その改正法案の大きな柱として盛り込まれております。国会に提出されておりますが、その後、国会の具体的な委員会での審議にまだ至っていないという状況でございます。私どもとしては一刻も早く審議をしていただきたいと思います。思っているところでございます。

それ以上のことは、必ずしもわかりかねます。

○大森座長 内閣委員会も動いてくれなければ、動かない。

○中村委員 消費者特別委員会ですね。

○大森座長 特別委員会ですか。

この安全調査委員会が仮にできるとどこに置かれるんですか。

○川口審議官 改正案におきましては、これは消費者庁の8条機関として置かれるということで原

案をつくっております。

○大森座長　それで、前回ちょっとお話をしているのですけれども、7月にずれ込むのではないか。だから、次回には日程のことももし固まれば皆様方に御相談するという運びにいたしたいと思っております。6月いっぱいでは終わりそうにないと思います。主としてこれは国会マターなので、我々がコントロールできない。しょうがないので、ゆったりと、しかしいざとなったらえいやとやってしまうということではないかと思えます。

　　本日は、ありがとうございました。

以上